

- ◆ 新年を迎えて
 - ◆ 端境期対策の取組 ～6、7月どりネギ栽培の試作～
 - ◆ “果樹ある” 練馬を目指して ～果樹生産者への支援～
 - ◆ 家畜ふん堆肥を活用しよう ～堆肥の特性に合わせた使い方～
 - ◆ 黄色LEDを用いたナシのシンクイムシ類防除対策
 - ◆ 農作業安全は私たちの願い ～労災保険加入に向けた取組～
 - ◆ 一口メモ：農地管理の新たな取組
 - ◆ 一口メモ：お正月の行事「どんど焼き」
 - ◆ お知らせ



新年を迎えて



東京都農業振興事務所

所長 渡邊 俊夫

新年明けましておめでとうございます。日頃より東京都の農業振興施策の推進に際して、ご理解とご協力を賜り、年頭にあたり厚くお礼申し上げます。

2 去年は、新型コロナウイルス感染症やウクライナを巡る国際情勢の影響などにより、燃油、肥料や飼料をはじめとする農業生産資材の価格が高騰し、農業経営の圧迫を招きました。

東京都では、補正予算を組み緊急対応として、資材費の補助など農業者の皆様への各種支援策を実施しております。

持続可能な農業に向けて

昨年7月に、「みどりの食料システム法」が施行されました。この法律は、農林漁業及び食品産業の持続的な発展や環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を目指しています。

東京都においても、令和3年に「東京都環境保全型農業基本方針」を策定し、環境保全型農業を東京農業の基本として、全ての生産者に環境保全型農業の取組を促すための支援を行っております。

今年度は新たに、温室効果ガスの排出を削減するため、ヒートポンプの導入を支援するなど、持続可能な農業の振興を後押ししております。

経営感覚に優れた農業者の育成

都内においては、様々な営農形態により優れた経営を実践している農業者が少なくありません。これまでも、東京都では収益性の高い農業経営者を育成するため、経営や生産技術の改善等のソフト面での支援や施設機械の導入等のハ

ード面での支援を行ってまいりました。

今後は、DX技術やスマート農業など先進技術の導入も重要となりますが、こうした新技術には、都内の地域事情や生産規模等に必ずしも適合していないものもあります。普及センターでは、東京の実情にあった技術となるよう、農林総合研究センター等の関係機関と連携し、取組を推進してまいります。さらに、農作業の効率化、農産物の品質向上、農作業事故の減少等に有効である農業生産工程管理（GAP）についても継続して推進してまいります。

農業経営の多角化に向けて

今なお、新型コロナウイルス感染症による農業生産への影響は終息していません。外食やインバウンドの減少による特定の食材の需要、イベントや冠婚葬祭の自粛による切花類の需要の低下は未だに回復していません。このような中、生産者がオンラインを活用して消費者に直接販売したり、飲食店向けから直売や加工用へ販路を変更したりする等の取組が見られるようになりました。農産物の需要や消費者の行動が大きく変化する中、これらに対応した新たな農業経営に取り組むことが求められています。

東京都では、引き続き農業経営の多角化に向けた取組を支援してまいります。

おわりに

ここ数年の困難な社会状況にあって、農業者の皆様は創意工夫して活路を見出してきたことと思います。東京都では、今後も皆様が一層ご活躍されますよう、支援に努めてまいります。

今年の干支は、「癸卯（みずのとう）」です。卯年は、これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し飛躍する年になると言われています。最後に、本年が皆様にとって明るい年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

中央農業改良
普及センター

端境期対策の取組

～6、7月どりネギ栽培の試作～

JAマイズ管内では、量販店や直売所へ様々な農産物の出荷が盛んに行われています。その中でもネギは周年で需要がありますが、地元産の1本ネギは4～8月が端境期となっています。

そこで、6、7月どりネギについてJAと連携して調布市、府中市、狛江市で検討しましたのでその結果を紹介します。

実施概要

ネギは一定以上の太さで低温に遭遇すると花芽ができ長日、高温で抽苔します。6～7月に出荷を目指す場合は冬季に太く育てる必要があるため抽苔の危険性が高くなります。

今回、極晩抽性品種「羽緑一本太」(トーホク種苗)の使用と被覆資材による保温で抽苔を回避し6～7月に出荷できるか検討しました。

令和3年9月下旬にチェーンポット(CP303)に播種し、雨の当たらない場所で育苗しました。11月下旬～12月上旬に定植し、トンネル被覆を行い令和4年3月下旬～4月上旬に除去しました(表1)。

なお、被覆資材は穴の無いフィルムの方が保温効果は高いですが、トンネル内が高温になると換気作業が必要になるので、省力のため換気作業の必要のない穴あきフィルムを使用しました。

表1 耕種概要

試作場所	播種日	定植日	被覆資材	被覆期間	被覆資材の線の土押さえ有無	条間(cm)
府中市	9月28日	11月30日	ユーラックカンキ2号	11月30日～4月7日	有	90
狛江市	9月28日	11月28日	ユーラックカンキ2号	11月28日～4月10日	無	100
調布市	9月28日	12月7日	ユーラックカンキ4号	12月7日～3月30日	無	100

試作の結果

6月中旬、販売可能な太さになった圃場から、条の1m分を抽出調査したところ、十分に商品価値のあるものでした(表2、写真)。

抽苔は調布市、狛江市の圃場では見られず、府中市の圃場では数本見られましたが問題となるレベルではありませんでした。

調布市で収穫が7月中旬になったのは開孔率の高い「ユーラックカンキ4号」で被覆したためであり、狛江市で収穫が7月上旬になったのは被覆資材の裾を土で押さえなかったため、冬季のトンネル内気温が低く推移し、生育が遅れたと考えられます。

なお、生産者からは「直売所ではこの時期は地元産のネギは無いので良く売れた」「やや硬かったが食べるには問題は無かった」「大きな病害虫被害は無かった」との感想が寄せられました。

表2 収穫調査の結果

試作場所	調査日	調査本数	平均軟白部径(mm)	平均軟白部長(cm)	平均全長(cm)	抽苔発生状況
府中市	6月13日	46	16.8	35.8	94.3	有
狛江市	7月4日	40	15.5	36.1	91.2	無
調布市	7月14日	35	11.8	27.4	71.7	無



写真 府中市のネギ

今後の取組

今回の試作で「極晩抽性品種」と「ユーラックカンキ」の組み合わせで6～7月収穫が可能なのが判りました。また、販売も良好であったことから直売所の端境期対策として生産者へ情報提供を行っていきます。

普及センターでは今後も端境期対策となる新たな品目、作型の普及をJAと協力しながら進めていきます。

中央農業改良
普及センター

“果樹ある” 練馬を目指して

～果樹生産者への支援～

練馬区では、消費者との距離が近い利点を活かした、果樹の直売や摘み取りが盛んです。ブルーベリーやブドウ、カキ等は古くから栽培されていましたが、最近では、カンキツ類の栽培やカキのジョイント栽培等、新しい品目や栽培方法に取り組む生産者が増えてきています。

普及センターでは、練馬区内の果樹生産者に対して、JA東京あおばや練馬区と連携し、栽培指導や支援に取り組んでいます。

カンキツ類の栽培支援

都内で比較的温暖な練馬区内では、耐寒性が弱いカンキツ類（温州ミカン、レモン、文旦等）を導入する生産者が増えています。そこで、普及センターでは、栽培経験が浅い生産者を中心に、カンキツ類の剪定講習会を実施し、栽培技術向上を図っています（写真1）。



写真1 カンキツ類の剪定講習会

剪定のポイント

- ・剪定する枝葉の量は2割程度、樹高の切り下げは50cm程度とする。（放任状態の樹では、一度に目的の樹形に整えようとせず、3～4年をかけて理想的な樹形にする。）
- ・主枝を意識した樹形作り。特に幼木では早い時期から主枝候補3本を決め、枝の誘引を行う。

また、定期的に病害虫防除や肥培管理の指導を実施して、品質向上を図っています。その結

果、今まで販売できなかった圃場で、商品価値のあるものが生産できるようになった事例が出てきています。

カキの栽培支援

カキは、開花後30日前後の間に細胞数が決まるため、大玉生産のためには細胞分裂を促進する摘蕾作業が重要です。そのため、普及センターでは、摘果の前の摘蕾作業に重点をおいた、摘蕾講習会を実施しています（写真2）。



写真2 カキ摘蕾講習会

また、区内では省力化や早期成園化を目的に、令和元年度よりカキのジョイント栽培（写真3）に取り組み始めました。先進地の視察や、生産者同士での意見交換等を行い、栽培技術の向上を図っています。普及センターでは、芽吹きが遅いなど品種ごとの特性把握のための聞き取り調査を行っています。

普及センターでは、今後も関係機関と連携し、地域の果樹生産を支援していきます。



写真3 カキのジョイント栽培

西多摩農業改良
普及センター

家畜ふん堆肥を活用しよう

～堆肥の特性に合わせた使い方～

都内では、化学肥料の高騰や東京都エコ農産物認証制度の広がりなどにより、家畜ふん堆肥のニーズが高まっています。一方、都内畜産農家の堆肥生産は、糞尿処理施設・機械の改善や堆肥化処理技術の向上が進み、良質な堆肥の安定生産が定着してきました（写真、表）。



写真 堆肥舎で生産されている牛糞堆肥

表 西多摩地域における畜種別堆肥成分の例

	窒素%	リン酸%	加里%	C/N比
牛ふん堆肥	2.11	1.83	1.46	18
鶏ふん堆肥	2.88	5.7	5.09	11

しかし、畜産農家の所在地や畜種によって、堆肥の流通が滞っている場合があります。

今回は、畜種別に堆肥の特性、施用効果や問題点を取り上げるとともに、普及センターによる堆肥の利用促進への取組について紹介します。

牛ふん堆肥の特徴

酪農においては、多くの場合、ふんは尿と分離した後、堆肥舎等で堆積し、堆肥化されます。堆肥の成分は、窒素量でおよそ2～4%です。おがくずや粗飼料の残さなどが混入するため、分解しにくい成分が多く含まれることから、完熟までに3～6カ月程度の期間を要します。腐熟の尺度として、炭素と窒素の比率（C/N比）

が多く用いられます。堆肥化が進み、C/N比が15～20程度まで低下したものは、完熟と見なされ、施用することができるようになります。

豚ふん堆肥の特徴

養豚においても、糞尿分離後、堆肥化しますが、牛ふんと比較すると分解しにくい成分が少ないため、おがくず等が混入しない場合1～2カ月程度で完熟となります。成分は窒素量でおよそ3～6%です。豚ふん堆肥はある程度の土壌改良効果と肥料効果が期待できます。

鶏ふん堆肥の特徴

鶏ふんの流通形態には、乾燥させただけの乾燥鶏ふんと堆肥化処理を行った発酵鶏ふんがあります。いずれも、窒素成分が3～4%で、C/N比は7～9です。土壌中で分解しやすく肥効が高いため化学肥料の代替品として利用できます。利用にあたっては、一度に大量に施用するとアンモニアガス等が発生し、生育障害を引き起こす可能性があるため注意が必要です。また、施用後にそのまま放置すると悪臭が発生することがありますので、速やかに土壌被覆を行うようにしてください。

耕畜連携を推進

国が定めた「みどりの食料システム戦略」では化学肥料の使用量の低減目標が定められています。普及センターでは、エコ農産物認証生産者など化学肥料の削減に取り組む農家に対し、堆肥の利用方法等について指導しています。また、畜産農家とのつながりのない新規就農者などに対して、畜産農家や堆肥の情報を提供し、家畜ふん堆肥の利用促進に取り組んでいます。

これからも普及センターは、高品質な家畜ふん堆肥の安定生産を指導するとともに、その流通促進を支援し、耕畜連携を推進していきます。

南多摩農業改良
普及センター

黄色LEDを用いたナシの シンクイムシ類防除対策

「稲城の梨生産組合」（以下、生産組合）では、重要害虫であるシンクイムシ類の被害低減のため交信かく乱剤の設置を勧めています。この技術だけで被害を抑えることは難しく、依然として防除が課題となっています。

一方、近年、生産組合内ではハダニ類の防除のため、環境に配慮した防除方法として天敵製剤の導入が普及し、ハダニ類の被害が大きく減少しています。しかしながら、導入圃場では天敵温存のために農薬の使用が制限されるため、シンクイムシ類の防除に苦慮するようになってきました。そこで、生産組合は普及センターと連携し、シンクイムシ類のさらなる防除方法を検討することになりました。

黄色LEDの導入と効果検証

環境に配慮した防除方法として、シンクイムシ類の生態を利用した防除方法が開発されています。これは、光の波長を利用するもので、夜間に黄色LEDを点灯させるとシンクイムシ類の行動が抑制され、被害を低減できます。この効果に着目し、令和2年、露地栽培のナシ圃場に黄色LEDを設置し、6月から10月まで夜間点灯させました（写真1）。調査では、慣行栽培圃場（以下、「慣行区」）と黄色LED設置圃場（以下、「黄色LED区」）それぞれ20aでの収穫果実数と被害果実数を調べました。



写真1 黄色LED(左)と夜間点灯の様子(右)

令和2年の調査では、「慣行区」と「黄色LED区」の間には大きな差は認められませんでした。生産組合と検討した結果、環境等の影響で年による変動も考えられることから、複数年継続して調査を行うことになりました。そして、令和3年には、「黄色LED区」では「慣行区」よりも大幅な被害減少が認められました（図1）。

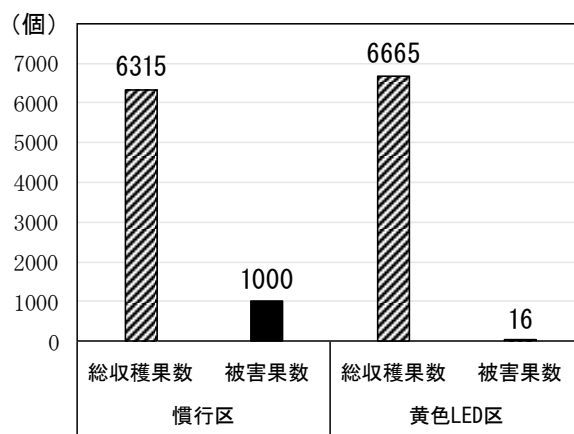


図1 シンクイムシ類による被害果数の比較(令和3年)
※20aあたりの収穫量

令和3年の結果から、「黄色LED区」において被害果実数が大幅に減少したことから、生産組合の中でこの防除法への関心が高まりました。引き続き、令和4年に3戸の圃場で取り組み、生産者からは黄色LEDを設置した圃場では被害果実が少ない傾向がみられるとの感想が得られています。

今後の課題

令和2年と3年の調査結果が異なるように、害虫の生態を利用する防除法は、年によりその効果に変動があると考えられます。そのため、効果的な防除法を組み合わせることでシンクイムシ類の防除効果をさらに高める必要があると考えられます。普及センターは、今後も生産組合や関係機関と協力し、防除対策について検討を続けていきます。

技術総合調整担当

農作業安全は私たちの願い

～労災保険加入に向けた取組～

ぎんなんネット（東京都農家女性グループ連絡研究会）は、農家女性が技術や経営、生活を改善・向上させ、連帯するための活動を行っています。会員から農作業事故が多いと発言があり、これまでロープで編んだお守り「東京ハッピーリング」（写真1）を作成・配付することで、農作業安全の大切さを伝えてきました。加えて、安全を願うだけでなく農作業安全への「備え」を進めるために、労災保険加入に向けた活動を行っています。



写真1 東京ハッピーリング

労災保険とは

労災保険は、労働者に対する国の保険制度で、業務や通勤上でのケガ・病気を被った労働者や、その遺族に対し保険給付を行うものです。家族経営の場合は、労働者に当たらないため、本来は労災保険の対象外ですが、業務の実情や災害の発生状況等に照らし、労働者に準じて保護するにふさわしい者として、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入することができます。

農業者が加入できる労災保険特別加入制度は、①特定農作業従事者（一定の経営規模以上が必要）、②指定農業機械作業従事者（機械の指定がある）、③中小事業主等、のいずれかになります。

民間の医療・生命保険と異なる点は、治療費の全額補償や、休業期間中の補償、重い障害や死亡時には生涯にわたって障害年金や遺族年金が支給されること等が挙げられます。しかし、保険に加入するためには、個人では加入できず、特別加入団体を通して加入する必要があります。

講習会を開催

会員は労災保険加入後の補償の対象や、加入方法などの疑問を解消するために勉強会を開催しました（写真2）。まずは、労働基準監督署の職員から制度内容について講義を受けました。熱中症や、新型コロナウイルス感染症による濃厚接触者になった場合の休業補償など、農作業時を想定した補償内容について知ることができました。また、既に参加している会員が、自分がケガをした際に補償を受けた経験から「農家はケガをすると働けない。休んだらその日の収入が無くなる。労災保険の休業補償のおかげで、収入が減らずに済んだ。」と話し、会員は補償の大切さを学んでいました。



写真2 労災保険講習会の様子

農作業事故を無くすために

会員の中で、労災保険への加入が進み、農作業安全の意識や実践への意欲が高まっています。今年度も農作業安全に向けた活動を予定しています。普及センターと技術総合調整担当では、農作業安全のための講習（写真3）や、労災保険加入への活動に向けて支援をしていきます。



写真3 農作業安全研修会

一口メモ

農地管理の新たな取組

三鷹市では生産緑地の維持を図るために市内の農業者により設立された(株)三鷹ファームが、生産緑地を含む約1haの農地について使用貸借契約を締結しました。設立の目的を「自然と共生するまちづくりと、都市の中での農業経営の確立、農地の保全と農業の継続的発展」とし、苗の委託栽培等、近隣農家への生産面での支援を行う一方で、地域住民の農業への関心を高めるため、学校給食用の小麦栽培、土づくりのためのひまわり栽培などに取り組んでいます。今年も、約50aのひまわり畑迷路が作られ、近隣の小学校の児童が迷路を駆け回り、住民達は花のある景観を愛でました。

普及センターでは、(株)三鷹ファームに対し事業に関する相談や栽培技術の助言等の支援を行っています。



今年も多くの住民が訪れたひまわり畑

一口メモ

お正月の行事「どんど焼き」

どんど焼きは、正月の松飾やしめ縄などを家々から持ち寄り、積み上げて燃やす日本全国に伝わるお正月の火祭り行事です。五穀豊穡を祈る祭りであり、農村文化とは切り離すことのできない行事でもあります。西多摩農業改良普及センター管内では、例年1月15日前後に行われます。日の出町などではお焚き上げには農業者も協力し、「賽(さい)ノ神」を積み上げます。賽ノ神は、村や集落の境にあって他から侵入するものを防ぐといわれています。

どんど焼きの火に当たったり、残り火で焼いた餅や団子を食べれば、その1年間健康で暮らせるとの言い伝えのある無病息災を祈る行事でもあります。



点火の準備で積み上げられた「^{さい}賽ノ神」

お知らせ

◎第71回関東東海花の展覧会

日時：令和5年1月27日(金)～29日(日)

会場：サンシャインシティ文化会館2階展示ホールD(豊島区東池袋3-1-4)

●表紙写真：どんど焼き(羽村市)

◆お問い合わせは下記まで・・・

農業振興事務所中央農業改良普及センター
農業振興事務所中央農業改良普及センター東部分室
農業振興事務所中央農業改良普及センター西部分室
農業振興事務所西多摩農業改良普及センター
農業振興事務所南多摩農業改良普及センター
農業振興事務所振興課

☎042-465-9882
☎03-3678-5905
☎03-3311-9950
☎0428-31-2374
☎042-674-5971
☎042-548-5053

とうきょう普及インフォメーション124

令和5年1月1日発行

印刷物規格表第1類
登録番号(3)5

印刷・発行 東京都農業振興事務所振興課
立川市錦町3-12-11
☎ 042-548-5053
FAX 042-548-4871
印刷 株式会社 高尾印刷
☎ 042-661-1507



古紙配合率80%再生紙を使用しています

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。